

特定非営利活動法人 トータルスポーツ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人トータルスポーツという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子供たちにスポーツに触れる機会や、体を動かす機会を提供することにより、子供たちの基礎体力、ケガをしにくい体、バランス感覚の養成の手助けや、子供たちの目標の設定及び、それを達成する成功体験の達成をサポートし、子供たちの運動能力や忍耐力等の向上、及び子供時代の思い出作りの機会提供を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 観光の振興を図る活動
- (6) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① キッズ陸上クラブチーム事業
 - ② 中学生陸上クラブチーム事業
 - ③ 中学生対象地域交流事業
 - ④ 子どもたちの学ぶ機会を作る事業
 - ⑤ 文化芸術との関わりを作る事業
 - ⑥ スポーツとの関わりを作る事業
 - ⑦ 街の活性化・魅力向上のための事業
 - ⑧ 農地の振興や農業との関わりを作る事業

- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業

- ① 観光客を街に呼び込む事業
- ② 山間部の保全や自然との関わりを構築する事業
- ③ 街の中での経済振興を支援する事業
- ④ 企業や雇用の助けになる事業
- ⑤ 国際交流事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終

結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲載

して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	占 部 走 馬
副理事長	佐 野 由 羽
理事	永 田 惇
同	西 田 政 央
同	村 木 康 子
監事	村 上 加 代

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 なし
正会員会費 なし
- (2) 賛助会員入会金 なし
賛助会員会費 年額 金1万円

令和 7 年度 事業計画書

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 トータルスポーツ

I 事業の実施方針

- ・2025 年までに中学校の部活動がクラブチームへ移行されることに伴い、本法人においてその受け皿となるクラブチーム等の事業を展開する。
- ・小中学生向けの陸上クラブチーム指導、幼児期における身体作りの一環である能力向上教室、かけっこ教室など、陸上競技において専門的知識を持ち合わせている株式会社トータルスポーツを中心に事業を実施する。
- ・事業内容としてはキッズ陸上クラブチーム、中学生陸上クラブチーム、中学生対象地域交流事業の 3 つの事業を柱に、児童生徒の体力向上、健康維持、をはじめ、陸上部のない中学校等を対象に地域で生徒の活躍の場をサポートする。
- ・休耕地等の農地振興として、貸農園事業を実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) キッズ陸上クラブチーム事業

- 【内 容】 小学生を対象に陸上競技を中心に球技や縄跳びなど、様々な種目を取り入れ、体の使い方やバランス感覚、俊敏性、集中力などを高める。
公式の陸上競技大会などへも参加し、陸上競技の楽しさを知る。
- 【実施場所】 万博記念公園 小運動場他
- 【実施日時】 毎週火・木・金・土・日曜日 午前中に開催（平日は夜間）
- 【事業の対象者】 小学 1～6 年生の男女
- 【収 益】 1,008 千円（児童参加費）
参加者会費 4,200 円/月×12 ヶ月×20 人=1,008,000 円
- 【費 用】 996 千円（会場借上料、講師謝金他）
会場借上料 4,500 円/回×10 回/月×12 ヶ月=540,000 円
（週 2 回（月 10 回）程度施設利用を予定）
講師謝礼 10,000 円/月×3 人×12 ヶ月=360,000 円
スポーツ安全保険 800 円×20 人=16,000 円
陸上競技消耗品費 80,000 円

(2) 中学生陸上クラブチーム事業

- 【内 容】 現役アスリート、パーソナルトレーナー等の有資格者の指導の下、より速く、記録に挑戦することの楽しさ、目標に向けて努力することの大切さを知るとともに、体幹を鍛えることで、日々の健康管理、体力づくりにも寄与する。
- 【実施場所】 万博記念公園小運動場 他
- 【実施日時】 毎週水曜日
- 【事業の対象者】 中学 1～3 年生の男女

【収 益】	712.8 千円 (生徒参加費)
	参加者会費 6,600 円/月×12 ヶ月×9 人=712,800 円
【費 用】	710.4 千円 (会場借上料、講師謝金、陸上競技消耗品 他)
	会場借上料 5,300 円/回×4 回/月×12 ヶ月=254,400 円
	講師謝礼 15,000 円/月×2 人×12 ヶ月=360,000 円
	スポーツ安全保険 1,000 円×9 人=9,000 円
	公式戦選手登録料 3,000 円×9 人=27,000 円
	陸上競技消耗品費 60,000 円

(3) 中学生対象地域交流事業

【内 容】	学校にクラブとして陸上部のない中学校の生徒の中で、陸上競技に興味・関心のある生徒を中心に、陸上競技の基本、姿勢、フォーム、種目別の指導を実施し、公式戦にも参加することで、陸上競技の面白さや集中力、積極的に物事に取り組む気持ちの醸成を図る。	
【実施場所】	箕面市立彩都の丘学園 他	
【実施日時】	令和7年10月1日～	【事業の対象者】 小学5年生～中学3年生の男女
【収 益】	120 千円 (参加費)	
	参加者会費 2,000 円/月×20 人×3 ヶ月=120,000 円	
【費 用】	119.4 千円 (施設利用料、講師謝金、事業用消耗品他)	
	講師謝礼 10,000 円/月×2 人×3 ヶ月=60,000 円	
	スポーツ安全保険 1,000 円×20 人=20,000 円	
	指導者旅費 1,100 円×2 人×12 回 (3 ヶ月) =26,400 円	
	陸上競技消耗品費 13,000 円	

(4) 子どもたちの学ぶ機会を作る事業

当該年度事業実施予定なし

(5) 文化芸術との関わりを作る事業

当該年度事業実施予定なし

(6) スポーツとの関わりを作る事業

今年度事業実施予定なし

(7) 町の活性化・魅力向上のための事業

当該年度事業実施予定なし

(8) 農地の振興や農業との関わりを作る事業

【内 容】	茨木市内にある休耕田等の再利用として、貸農園を実施する。 当面、茨木市総持寺地区、平田地区の2か所の休耕地を地主より借り受け区画整備等を行い、HP、チラシ等により利用者を募る。
【実施場所】	茨木市総持寺、茨木市平田
【実施日時】	2025 年 1 月 1 日より募集開始
【事業の対象者】	原則茨木市在住在勤の市民。近隣市町村からの希望も受け入れることもある。
【収 益】	849.75 千円

貸農園使用料 $56,650 \text{ 円/年} \times 15 \text{ 人} = 849,750 \text{ 円}$
【費 用】 84.4 千円（事業用消耗品、農地借料他）
農地借料 $200,000 \text{ 円} \times 2 \text{ か所} = 400,000 \text{ 円}$
委託料（農地整備費） $150,000 \text{ 円} \times 2 \text{ か所} = 300,000 \text{ 円}$
栽培指導謝礼 $20,000 \text{ 円} \times 2 \text{ か所} \times 2 \text{ 回} = 80,000 \text{ 円}$
印紙等租税公課 $200 \text{ 円} \times 20 = 4,000 \text{ 円}$
通信費 10,000 円
消耗品費 50,000 円

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

令和 8 年度 事業計画書

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人 トータルスポーツ

I 事業の実施方針

- ・2025 年までに中学校の部活動がクラブチームへ移行されることに伴い、本法人においてその受け皿となるクラブチーム等の事業を展開する。
- ・小中学生向けの陸上クラブチーム指導、幼児期における身体作りの一環である能力向上教室、かけっこ教室など、陸上競技において専門的知識を持ち合わせている株式会社トータルスポーツを中心に事業を実施する。
- ・事業内容としてはキッズ陸上クラブチーム、中学生陸上クラブチーム、中学生対象地域交流事業の 3 つの事業を柱に、児童生徒の体力向上、健康維持、をはじめ、陸上部のない中学校等を対象に地域で生徒の活躍の場をサポートする。
- ・休耕地等の農地振興として、貸農園事業を実施する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) キッズ陸上クラブチーム事業

【内 容】 小学生を対象に陸上競技を中心に球技や縄跳びなど、様々な種目を取り入れ、体の使い方やバランス感覚、俊敏性、集中力などを高める。
公式の陸上競技大会などへも参加し、陸上競技の楽しさを知る。

【実施場所】 万博記念公園 小運動場他

【実施日時】 毎週火・木・金・土・日曜日 午前中に開催（平日は夜間）

【事業の対象者】 小学 1～6 年生の男女

【収 益】 1,008 千円（児童参加費）
参加者会費 4,200 円/月×12 ヶ月×20 人=1,008,000 円

【費 用】 996 千円（会場借上料、講師謝金他）
会場借上料 4,500 円/回×10 回/月×12 ヶ月=540,000 円
（週 2 回（月 10 回）程度施設利用を予定）
講師謝礼 10,000 円/月×3 人×12 ヶ月=360,000 円
スポーツ安全保険 800 円×20 人=16,000 円
陸上競技消耗品費 80,000 円

(2) 中学生陸上クラブチーム事業

【内 容】 現役アスリート、パーソナルトレーナー等の有資格者の指導の下、より速く、記録に挑戦することの楽しさ、目標に向けて努力することの大切さを知るとともに、体幹を鍛えることで、日々の健康管理、体力づくりにも寄与する。

【実施場所】 万博記念公園小運動場 他

【実施日時】 毎週水曜日

【事業の対象者】 中学 1～3 年生の男女

【収 益】	712.8 千円 (生徒参加費)
【費 用】	参加者会費 6,600 円/月×12 ヶ月×9 人=712,800 円
	710.4 千円 (会場借上料、講師謝金、陸上競技消耗品 他)
	会場借上料 5,300 円/回×4 回/月×12 ヶ月=254,400 円
	講師謝礼 15,000 円/月×2 人×12 ヶ月=360,000 円
	スポーツ安全保険 1,000 円×9 人=9,000 円
	公式戦選手登録料 3,000 円×9 人=27,000 円
	陸上競技消耗品費 60,000 円

(3) 中学生対象地域交流事業

【内 容】	学校にクラブとして陸上部のない中学校の生徒の中で、陸上競技に興味・関心のある生徒を中心に、陸上競技の基本、姿勢、フォーム、種目別の指導を実施し、公式戦にも参加することで、陸上競技の面白さや集中力、積極的に物事に取組む気持ちの醸成を図る。
【実施場所】	箕面市立彩都の丘学園 他
【実施日時】	令和8年1月1日～ 【事業の対象者】 小学5年生～中学3年生の男女
【収 益】	720 千円 (参加費)
【費 用】	参加者会費 2,000 円/月×30 人×12 ヶ月=720,000 円
	690 千円 (施設利用料、講師謝金、事業用消耗品他)
	講師謝礼 15,000 円/月×2 人×12 ヶ月=360,000 円
	スポーツ安全保険 1,000 円×30 人=30,000 円
	指導者旅費 1,100 円×2 人×50 回 (12 ヶ月) =110,000 円
	公式戦選手登録料 3,000 円×30 人=90,000 円
	陸上競技消耗品費 100,000 円

(4) 子どもたちの学ぶ機会を作る事業

当該年度事業実施予定なし

(5) 文化芸術との関わりを作る事業

当該年度事業実施予定なし

(6) スポーツとの関わりを作る事業

今年度事業実施予定なし

(7) 町の活性化・魅力向上のための事業

当該年度事業実施予定なし

(8) 農地の振興や農業との関わりを作る事業

【内 容】	茨木市内にある休耕田等の再利用として、貸農園を実施する。 当面、茨木市総持寺地区、平田地区の2か所の休耕地を地主より借り受け区画整備等を行い、HP、チラシ等により利用者を募る。
【実施場所】	茨木市総持寺、茨木市平田
【実施日時】	2026 年1月1日より募集開始

【事業の対象者】 原則茨木市在住在勤の市民。近隣市町村からの希望も受け入れることもある。

【収 益】 849.75 千円

貸農園使用料 56,650 円/年×15 人=849,750 円

【費 用】 84.4 千円（事業用消耗品、農地借料他）

農地借料 200,000 円×2 か所=400,000 円

委託料（農地整備費） 150,000 円×2 か所=300,000 円

栽培指導謝礼 20,000 円×2 か所×2 回=80,000 円

印紙等租税公課 200 円×20=4,000 円

通信費 10,000 円

消耗品費 50,000 円

2 その他の事業

当該年度は実施予定なし

令和7年度活動予算書

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人トータルスポーツ
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等		0	
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
キッズ陸上クラブチーム事業	1008000		
中学生クラブチーム事業	712800		
中学生対象地域交流事業	120000		
子ども達の学ぶ機会を作る事業	0		
文化芸術との関わりを作る事業	0		
スポーツとの関わりを作る事業	0		
街の活性化・魅力向上のための事業	0		
農地の振興や農業との関わりを作る事業	849750		
		2690550	
5. その他収益			
受取利息	5		
雑収益	0		
		5	
経常収益計			2690555
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	26400		
施設等使用料	1194400		
講師謝礼金	860000		
消耗品費	50000		
陸上競技消耗品	153000		
役務費 (スポーツ安全保険)	45000		
その他経費計 (選手登録料)	27000		
通信費	10000		
委託料 (農地整備費)	300000		
租税公課費	4000		
		2669800	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信費			
委託料			
租税公課費			
管理費計		0	
経常費用計			2669800
当期経常増減額			20755
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			20755
設立時正味財産額			20755
次期繰越正味財産額			20755

令和8年度活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人トータルスポーツ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	20000	20000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
キッズ陸上クラブチーム事業	1008000		
中学生クラブチーム事業	712800		
中学生対象地域交流事業	720000		
子ども達の学ぶ機会を作る事業	0		
文化芸術との関わりを作る事業	0		
スポーツとの関わりを作る事業	0		
街の活性化・魅力向上のための事業	0		
農地の振興や農業との関わりを作る事業	849750	3290550	
5. その他収益			
受取利息	5		
雑収益	0	5	
経常収益計			3310555
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	110000		
施設等使用料	1194400		
講師謝礼金	1160000		
消耗品費	50000		
陸上競技消耗品	240000		
役務費(スポーツ安全保険)	55000		
その他経費計(選手登録料)	117000		
通信費	10000		
委託料(農地整備費)	300000		
租税公課費	4000		
事業費計		3240400	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信費			
委託料			
租税公課費			
管理費計		0	
経常費用計			3240400
当期経常増減額			70155
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			70155
前期繰越正味財産額			20755
次期繰越正味財産額			90910